

(別添2)

令和3年8月20日
内閣府地方創生推進室

地方創生テレワーク交付金（第3回募集）の取扱いについて

I. 基本的な考え方

(1) 本交付金は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）において、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」を柱として「新たな人の流れの促進など地域の独自の取組への支援」が明記されたことを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援し、地方への新しい人の流れを創出することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国全体のリスクとして顕在化した東京圏への一極集中是正及び地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

具体的には、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という）の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等、地方創生に資するテレワーク（以下「地方創生テレワーク」という）の推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を支援対象とする。

(2) 地方創生テレワークの推進のためには、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的に取り組むことが必要であり、本交付金の対象となる事業については、「地方創生テレワーク推進実施計画」（当該事業年度分とその後の取組3か年分）を策定するとともに、具体的な重要業績評価指標（以下、「KPI」という。）を設定する必要がある。また、KPIの進捗状況について国への報告を行う。

II. 予算額、補助率

予算額：100億円（国費ベース）

補助率：3/4、1/2（後掲）

III. 支援対象

1. 交付対象者、対象事業、基準、補助率等

(1) 交付対象者

- ①東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）外の地方公共団体
- ②東京圏内の条件不利地域^注を有する市町村
- ③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

注 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(2) 対象事業

対象事業は、地方創生テレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出するため、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的に取り組む、以下のいずれか又はその組合せにより実施する事業。

① サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等）	地方公共団体が、サテライトオフィス等を開設、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
② サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等）	地方公共団体が、サテライトオフィス等運営事業者（※）・コンソーシアムの施設について、その開設を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
③ サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設拡充促進）	地方公共団体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
④ 進出支援事業（利用企業助成）	地方公共団体が、上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援

(※) サテライトオフィス等運営事業者とは、当該施設を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う者である。

(3) 対象施設等

テレワークにより働く環境又は機能を有し、かつ、事業を実施する地方公共団体の区域内に所在する施設等

(4) 基準及び補助率

① 高水準タイプ

目標とする進出企業数、移住者数等について高い水準を設定するとともに、企業進出・滞在・移住の好循環を創出し得る取組の持続可能性が高く、官民協働、政策間連携等の先駆的要素が含まれる事業を補助率 3/4 で支援する。

以下（イ）に掲げる要件を満たし、（ロ）に示す視点の先駆的要素を高い水準で有する事業であること。

(イ) 高水準タイプの要件

地方創生テレワーク推進実施計画（当該事業年度分とその後の取組3か年分、以下「推進実施計画」という。）を策定し、2024年度（交付対象事業終了3年後）のKPIを以下の通り設定すること

- ① 2024年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業数
- ② 2024年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が3社以上
- ③ 2024年度中のサテライトオフィス等施設の利用者数
- ④ 2024年度中のサテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が5割以上
- ⑤ 事業開始から2024年度末までの移住者数がサテライトオフィス等施設の所在する市町村の人口の0.01%以上

(ロ) 視点

① 政策目的に対する適合性 (先駆性のポイント) ア 都市部から地方への新しい人の流れの創出に資する取組となっているか イ 地方における魅力ある働く環境の充実に資する取組となっているか ウ 都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組となっているか
② 企業進出・滞在・移住の実現可能性 (先駆性のポイント) ア 地域の強み・資源を分析し、地域の強み・資源を活かした取組となっているか イ 進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに的確に対応した取組となっているか ウ 事業の担当部局のみの取組ではなく、他の部局も協力し、進出企業・滞行者・移住者の事業・生活支援につながる各種の政策を相互に関連づけて相乗効果を生む取組となっているか（政策間連携）
③ 企業進出・滞在・移住の持続可能性 (先駆性のポイント) ア 地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う取組となっているか（官民協働） イ 事業を実効的・継続的に推進する主体が形成される取組となっているか ウ 働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか（自立性）
④ 地域経済等への波及効果 (先駆性のポイント)

- ア 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果が見込める取組となっているか
- イ 住民の生活向上への波及効果が見込める取組となっているか
- ウ 事業の内容に照らして過大な事業費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組となっているか（他地域への横展開の可能性）

(ハ) 補助率

3 / 4

② 標準タイプ

目標とする進出企業数、移住者数等について適切な水準を設定するとともに、企業進出・滞在・移住の好循環を創出し得る取組の持続可能性を有する事業を補助率 1/2 で支援する。

以下（イ）に掲げる要件を満たし、（ロ）に示す視点の先駆的要素を有する事業であること。

(イ) 標準タイプの要件

推進実施計画を策定し、2024 年度（交付対象事業終了 3 年後）の K P I を以下の通り設定すること

- ① 2024 年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業数
- ② 2024 年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が 1 社以上
- ③ 2024 年度中のサテライトオフィス等施設の利用者数
- ④ 2024 年度中のサテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が 3 割以上
- ⑤ 事業開始から 2024 年度末までの移住者数

(ロ) 視点

高水準タイプと同じである

(ハ) 補助率

1 / 2

(5) 審査

審査に当たっては、上記Ⅲの 1-(4) に掲げる要件及び視点に関して総合評価を行う。なお、高水準タイプで申請した事業については、外部有識者による審査を行う。

(6) 地方創生テレワーク推進実施計画

- ・ 交付金の交付期間内における地方創生テレワーク推進実施計画を「事業計画」といい、その期間は当該事業年度末までである。
- ・ 交付対象事業終了後における地方創生テレワーク推進実施計画を「取組計画」といい、その期間は交付対象事業終了後3か年である。
- ・ 「事業計画」については当該事業年度終了後、「取組計画」については1か年経過するごとに、取組状況やKPIの進捗状況等について、別に定める様式にて事務局へ報告することとする。

(7) 対象経費

Ⅲの1-(2)に掲げる事業の実施に要する経費を支援対象とする。具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

○施設整備・運営に係る経費

- ・ 施設整備費 (※1)
- ・ 通信環境整備費
- ・ 什器・機器導入費
- ・ 施設運営・管理等委託費 等

○民間のサテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設整備・運営への支援経費

- ・ 施設整備支援費
- ・ 通信環境整備支援費
- ・ 什器・機器導入支援費
- ・ 施設運営支援費 等

○施設整備・運営以外のソフト経費

- ・ プロモーション経費 (※2)
- ・ ビジネスマッチング・セミナー経費
- ・ 企業の採用活動経費 (インターン、説明会)
- ・ オンライン会議用ブース料 (リース等)
- ・ その他外注費 等

○進出支援経費については別紙「進出支援事業について」を参照

(※1)「施設整備」とは、対象とする施設の新築、増築、改築、模様替え、修繕その他の改修が含まれる。なお、それぞれの区分の具体的内容については以下の通り。

【区分の説明】

区分	説明
増築	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築すること。 ・既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物単位としては「新築」になるが、敷地単位では「増築」となる。
改築	建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。
模様替え	建物の構造部である壁、柱、床、はり、屋根、階段、間仕切及びその他の構造部につき変更を行うために行う工事。
修繕その他の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図る既存建築物の改修（修繕） ・構造部を変更しないその他の改修。

(※2) 交付対象者よりも人口規模の大きい地域に所在する企業の誘致等経費であることが望ましい

(8) 対象とならない経費

本交付金において、以下の経費については、原則として支援の対象外とする。

- ・ 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- ※ 地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。
- ・ 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- ・ 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等（ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。）
- ・ 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ・ 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・ 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費

(9) 交付上限額（総事業費ベース。国費は3/4 または 1/2）

○施設整備・運営に係る経費

収容可能人数（1施設当たり）が

- ・ 20 人未満の施設 3,000 万円
- ・ 20 人以上 50 人未満の施設 4,500 万円
- ・ 50 人以上の施設 9,000 万円

○施設整備・運営以外のソフト経費

- ・ 1 団体につき 1,200 万円

(10) 施設数の上限

上記Ⅲの1-(2)「①サテライトオフィス等整備事業（自治体所有施設整備等）」及び「②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）」について、1 団体が整備する施設数の上限は合計 3 施設とする。また、施設規模別の上限は以下のとおりとする。

- ・ 20 人未満の施設 3 施設
- ・ 20 人以上 50 人未満の施設 2 施設
- ・ 50 人以上の施設 1 施設

2. 対象事業の取扱いについて

民間事業者等への支援に対する考え方

① 支援対象とする民間事業者等の要件

以下の全てを満たす法人が対象となる。

- ・ 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

② 民間所有施設の開設等支援について

本交付金はその地域への継続的な新たなひとや仕事の定着と更なる増加を目指すもの。この観点から、民間のサテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、その開設・運営を支援する場合は、民間事業者等と継続的に適切な関係が構築できるよう、応分の負担を民間事業者等へ求めること。

IV. 留意事項

1. スケジュール

- 本交付金については、令和3年9月10日（金）から9月13日（月）15時までの間に計画の申請を受け付ける。
- 申請を受け付けた後は、外部有識者等による審査を経て、採択事業の公表と交付決定を行う予定である。

2. 採択後の交付申請の変更手続きについて

- (1) 推進実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要がある。
- (2) ただし、推進実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとする。
- ①経費減額
 - ②経費の流用（各要素事業における経費項目間の組み換え）（当該要素事業の交付対象事業費の2割以内）
 - ③文言その他の記載内容等の変更（修正内容が事業内容に影響しないもの）
- (3) 上記①から③の場合にあつては、あらかじめ変更しようとする推進実施計画を報告するものとする。

3. その他

本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないように、適正な執行に努める必要がある。

4. 問い合わせ先

○本取扱い及び地方創生テレワーク交付金に関すること

内閣府地方創生推進室 地方創生テレワーク交付金担当

e-mail : chihou-telework.k2k@cao.go.jp

電話 : 03-6257-3889

※不明な点等がある場合には、市町村は都道府県を通じてメールで問い合わせしてください。情報、回答の統一的整理のため、電話での問合せは受け付けておりません。各団体から問い合わせを受けた内容については相談状況等を踏まえ、必要に応じて適宜情報提供を行う予定です。

別紙 進出支援事業について

進出支援事業は、東京圏への一極集中の是正と地方分散型の活力ある地域社会の実現を目的として、進出先の地方公共団体が本交付金を活用して、区域内のサテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等を利用する区域外の企業・団体（以下「申請企業」という）に対し支援金を支給することを可能とするものである。

なお、国が定める取扱いの要件等は以下のとおりであるが、この要件の範囲内であれば、事業主体である地方公共団体が事業の趣旨を踏まえつつ独自に要件を設定することは差し支えない。

1. 事業主体

進出支援事業を行う地方公共団体

2. 進出支援金の支給金額

要件を満たす者に対し、進出支援金として、以下の金額を支給する。

最大 100 万円 / 社、団体（国費 75 万円または 50 万円）

※上限件数は「取扱いⅢ-(4) 基準及び補助率」に基づき設定した K P I 「サテライトオフィス等施設を利用する企業数」以下に設定すること

3. 支援対象者の要件

以下のすべてを満たす場合に進出支援金の対象となる。

- ・「取扱いⅢ-1-(2) 対象事業」における①～③の事業に係るサテライトオフィス等を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体であること。
- ・官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

4. 申請方法・提出書類

上記 3. に記載の支援対象者の要件を満たす申請企業が、以下の書類を事業主体の地方公共団体に提出することにより申請を行うものとする。

<提出書類>

- ・申請書
- ・当該サテライトオフィス等の利用契約が確認できる書類
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

5. 支給方法・支給時期

- ・進出支援金は事業主体の地方公共団体から支給するものとし、全額を一括で支給する。
- ・申請企業から提出された書類等に基づいて、要件が満たされていることを確認後、速やかに支給する。

6. 返還制度

進出支援事業の主体となる地方公共団体は、以下の返還制度を設けることとする。

(A) 返還対象者の要件

以下のいずれかの要件に該当する申請企業は、進出支援金の返還対象とする。

- (1) 進出支援金の申請日から5年以内に、助成金を受理した市町村の区域内の施設の利用を終了した場合
- (2) 虚偽の申請であることや利用の実態がないこと等が明らかとなった場合。
※ただし、申請企業の倒産、災害等のやむを得ない事情として助成金制度を設ける地方公共団体が認めた場合はこの限りではない。

(B) 返還金額

- ・進出支援金の申請日から3年以上5年以内に、進出支援金を受理した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：半額
- ・助成金の申請日から3年未満で、進出支援金を受理した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：全額
- ・虚偽の申請等が明らかとなった場合：全額

7. 留意点

(1) 利用状況の現地検査

支援対象者の当該サテライトオフィス等の利用状況確認のため、進出支援事業の主体となる地方公共団体は現地検査を行うこと。

(2) 交付決定事業終了後の現地検査

交付決定事業終了後、会計検査院等が申請企業に対し現地検査に入ることがある。この検査により進出支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要がある。